

# 苫小牧工業高等専門学校学生の自動車等運転免許取得 に関する規程

規則第23号

制 定 昭和59年12月18日  
一部改正 平成16年4月1日  
一部改正 平成23年3月10日  
一部改正 平成28年2月23日  
一部改正 平成29年11月30日  
一部改正 平成30年5月29日  
一部改正 令和3年3月26日

**第1条** 学生（専攻科学生は除く。）は、交通事故防止等の観点から自動車、自動二輪車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許を安易に取得することは望ましくないが、特に運転免許を取得しようとするときは、次に定めることを遵守しなければならない。

**第2条** 自動車等の運転免許を取得しようとするときは、事前に保護者等、学級担任等とよく相談の上取得することとし、3年生以下は、特別の事由のない限り自動車等の運転免許は取得してはならない。

**第3条** 自動車学校へ通う時期は、3年生の学年末休業以降とし、学業等の学校生活に支障のない範囲とする。ただし、特別の事由により、これより前に自動車学校へ通う場合は、学級担任と学生主事による協議の上、学生委員会に諮ることとする。

**第4条** この規程に違反したときは、処分の対象とすることがある。

## 附 則

この内規は、昭和59年12月18日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成29年11月30日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。